

# 2021年度 政務活動費 情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議

## <トピックス>

### 1、政務活動費領収書のネット公開がさらに進んだ。

2016年調査	9議会
2017年	30議会
2018年	49議会
2019年	62議会（全体の49.6%）
2020年	73議会（全体の57.5%）
2021年	79議会（全体の61.2%）

### 2、昨年より20点以上上昇した議会は、以下の通り。

それぞれ上昇した点数は、

埼玉県 33点、浜松市 62点、山形市 20点、柏市 20点、姫路市 55点、西宮市 20点、鳥取市 33点、高松市 20点。

政務活動費情報公開度ランキングの公表をはじめた2017年以来、47位～45位と低迷していた埼玉県が、47点で22位と上昇した。

（昨年より、1点以上、点数がアップした議会は、19議会、全体の14.7%）

### 3、政務活動費 情報公開度ランキングに関する新聞報道は下記の通り。

『政務活動費透明化の要請書を提出』 2020年11月9日 NHK福井

◆ 地方議会の政務活動費の透明化を図ろうと、市民団体が9日、福井市議会に対し、領収書の原本の提出を義務化することなどを求める要請書を提出しました。要請書を提出したのは「市民オンブズマン福井」の代表幹事など4人で、9日、福井市議会で片矢修一副議長に手渡しました。

▼ 要請書では、政務活動費について、領収書の使いまわしや数字の改ざんを防ぐため原本の提出を義務付けることや、旅費や宿泊費は定額支給をやめ、領収書を添付して実費を請求するよう運用の見直しを求めています。

また、市民オンブズマンが公表した情報公開度ランキングで、福井市議会は全国60の中核市のうち53位だったとして、情報公開を進めるよう要請しています。これに対し、片矢副議長は「情報公開が進んでいないという事実を真摯に受け止めて、少しでも改善していきたい」と答えていました。

▼ 県内では、ことし2月、県議会議員が4年間にわたって実際には行っていない出張の政務活動費を受け取っていたと指摘され、辞職する事態となるなど、地方議会

では全国的に政務活動費を巡る問題があとをたちません。

▼ 市民オンブズマン福井の茂呂信吾代表幹事は「元県議の不正があったことも踏まえて、市民に政務活動費が適切に使われていることを説明する必要がある」と話しています。

## 政務活動費 情報公開度ランキングについて、

### 1 政務活動費の情報公開度について、

私たちは、政務活動費（政務調査費）の支出関係情報の公開について、2002年の全国大会で、都道府県、政令市の政務調査費を調査した。その結果、収支報告書に領収書、視察報告書を添付している自治体は、都道府県、政令市とも0（ゼロ）、という透明どころか真っ黒な状況が明らかになった。これ以降、私たちは、ほぼ毎年、政務調査費の透明性の調査を継続している。2003年の調査では、初めて京都府が5万円以上の領収書を収支報告書に添付するようになり、2015年に、ついに47都道府県がすべての領収書を添付したことが明らかになった。

しかし、領収書の公開だけでは、政務活動費の支出が透明になったとは到底言えない。領収書からわかるのは、せいぜい、政務活動費が、本来許されない事項に支出されたかどうか、ということだけであって、その支出が、どのような調査研究活動に用いられたのかはわからない。しかも、一つの議会で年間数千枚から二～四万枚に及ぶ領収書のコピーを取得するためには、情報公開制度による一枚10円のコピー費用の負担が、情報を遠ざける強力な壁となる。

こうしてみると、政務活動費の透明性の課題として、開示される情報の種類や質だけでなく、開示方法も検討しなければならないことが明らかだ。

よって、政務活動費情報の公開度を判断する場合には、

- (1) 政務活動費が適正に支出されたことを判断する資料が公開されているか、
- (2) 政務活動費を支出してどのような調査研究活動をし、成果を挙げたかが公開されているか、
- (3) 誰もが容易に上記の政務活動費の情報にアクセスできるか、

という点から検討することが必要になろう。

そこで、(1) の観点から、①領収証、②会計帳簿、⑤支出マニュアルの公開の有無を、(2) の観点からは、③活動報告書、④視察報告書の公開の有無をそれぞれ対象とし、(3) の観点からは、それぞれの情報が自治体のネット（WEB）で公開されているか、について調査した。

## 2 調査対象と基準

**対象議会** 47 都道府県議会、20 政令市議会および 62 中核市議会（松本市、一宮市は 2021 年 4 月 1 日より中核市に指定された。）の合計 129 議会。

**調査方法** 各自治体の議会事務局宛にメールで 2021 年 4 月 28 日に 質問表を送付。2021 年 5 月 1 日現在の状況を質問した。必要に応じ自治体ホームページで回答の内容を直接確認して加点した。

### <採点基準>

開示される情報の種類のほか、「住民がどれだけ政務活動費の情報にアクセスしやすいか」を重視して採点基準を作成した。 100 点満点

(昨年と配点は変更していない。)

#### ① 領収書の公開について (30 点)

(ア) ネットで公開している 15 点、 CD 等でデータを提供 5 点  
紙だけで公開 0 点。

情報を PDF ファイルの形で電子化し、CD にデータをコピーして提供している場合は、紙での公開よりも容易となるため、5 点を配した。

#### (イ) 領収書を原本で提出

原本を提出している 7 点、 写しの提出 2 点、  
議員が黒塗りして提出 0 点。

(「原本または、写しの提出」という回答は原本提出の義務がないので 2 点とした)

政務活動費の条例は、政務活動費を支給された会派または個人に対し、支出の証拠の領収証等を議長に提出するよう求めている。ところが、領収証の写しの提出で良い、としていた議会で、受領済み領収証を何枚かにコピーし、日付などを改ざんして提出した、という事件がいくつも発覚した。このような違法行為を可能にする制度は 2 点とした。また、会派や議員が、コピーした領収証を黒塗りして提出することを許す制度のものでは、会派や議員は情報公開条例の当事者にならないため、訴訟を提起しても黒塗り部分を明らかにすることはできない。そのため、0 点とした。

#### (ウ) 支払先が個人の場合の領収書の個人名

公開 5 点、 一部公開 2 点、 非公開 0 点

親族所有の建物を賃借して政務活動費で賃料を支払ったり、親族を雇用して賃金を支払っている場合、親族に渡った政務活動費が、政治資金の形で議員に寄付されていた、ということがある。また、議員個人の建物を賃借することを禁止する規則もあるが、領収証の宛先の個人名が開示されない場合には、規則が遵守されたか否かを判断できない。かかる観点からの配点である。

(工) 領収書の閲覧

公開請求が不要 3点、 公開請求が必要 0点。

② 会計帳簿（出納簿、支出の内訳など）について（20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点、 CD等で公開 3点、 紙だけで公開 0点

領収証を1枚1枚見ていくよりも、帳簿をチェックする方が、支出のチェックは明らかに容易であることから、評価の対象とした。なお、提出を義務付けていなくても、（議会事務局が作成したものなど）ネットで会計帳簿に相当するものが公開されている場合は10点とした。

(イ) 提出を義務付けている10点、 義務付けていない 0点

③ 活動報告書について（20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点

CD等で公開 3点

活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）がネットで公開 3点

紙だけで公開 0点

(イ) 活動報告書の公開

作成を義務付け、公開請求不要で公表 10点

作成を義務付けて、情報公開請求必要 5点

活動の一部（県外、海外活動のみ、調査委託など）について報告書の作成を義

務付けて、公開請求不要で公表 3点

作成を義務付けているが市民に非公開、または、義務付けていない 0点

④ 視察報告書について（20点）

(ア) ネット公開

すべて公開 10点

CD等で公開 3点

視察の一部（県外、海外視察のみ）ネットで公開	3点
紙だけで公開	0点

（イ） 観察報告書の公開

作成を義務付けて、公開請求不要で公表	10点
作成を義務付け 公開請求が必要	5点
視察の一部（県外、海外視察のみ）の作成義務付け、公開請求不要	3点
一部（県外、海外視察のみ）の作成を義務付け公開請求必要	2点
作成を義務付けているが非公開、または、義務付けていない	0点

⑤ マニュアル（運用指針など具体的な支出基準を記載したもの）の作成、ネット公開（10点）

（ア） 作成している	5点	作成していない	0点
（イ） ネットで公開	5点	ネットで非公開	0点

### 3 調査結果

（1） 下位の議会と上位の議会（100点満点）

（ア） 都道府県

最下位	岡山県	10点
46位	香川県	12点
45位	栃木県	17点
1位	兵庫県、奈良県	97点
3位	大阪府、京都府	92点
5位	東京都、富山県、沖縄県	90点

（イ） 政令市

最下位	横浜市、名古屋市	12点
18位	福岡市	18点
16位	千葉市、川崎市	22点
1位	静岡市	97点
2位	浜松市、京都市、堺市	92点
5位	新潟市	90点

（ウ） 中核市

最下位	水戸市、川口市	17点
60位	八王子市	22点
58位	船橋市、松山市	27点
1位	函館市	100点
2位	山形市、郡山市、富山市、久留米市	97点
6位	八戸市、東大阪市、西宮市	95点

トップと最下位との素点の差は、今となってはかなり大きくなっている。だからといって、トップがすぐれている、ということにはならない。私たちの今回の調査は、政務活動費が有効に使われているかを私たちが判断するためのカナメというべき「どのような調査研究活動をし、成果を挙げたか」に関する情報としては、活動報告書と視察報告書だけを取りあげたに過ぎず、しかも、その内容を一切評価していないからである。従って、視察報告書や調査報告書がA4一枚のみであろうとも、さらに、幾つかの自治体で指摘されてきたように、数人の視察報告書や調査報告書がほとんど丸写しのものであったとしても、それらをネットで公開していれば、10点の素点を配点する結果となっている。この調査は政務活動費の支出の説明のための器の調査に過ぎないのである。今後は、議員の政務活動費による活動の内容を市民の手で厳しくチェックしていく必要がある。

## (2) 52議会(40.3%)が 50点以下

かなりゆるい今回の調査項目と素点ですら、50点も取れない議会が4割も存在する。50点という点数は、領収証を原本で提出、閲覧ができ、会計帳簿を提出、活動報告書、視察報告書を公表、マニュアルをネット公開していれば獲得できる点数だ。50点も取れない、ということは、基本的な情報の作成すら義務付けていない、ということを意味する。政務活動費の不正がこれだけ多くの議会で問題となり、市民の関心が高いにもかかわらず、50点もとれない議会は、落第というほかない。平均点は、全体で58点であった。

## (3) 領収書のネット公開

・宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、東京都、富山県、福井県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

### 21都府県

・仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市 13市

・函館市、旭川市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、岡崎市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市、那覇市、

45市

合計79議会　　全体129議会の 61.2%

#### (4) 領収書について、

①領収書の原本提出を義務付けているのは、

都道府県 3県 、政令市 3市、 中核市 46市。

金額の多い議会ほど原本を出したがらないようだ。 税務申告では、領収書のコピーでは許されない。議会という世界が非常識であることの典型である。

・領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは 愛知県、岡山市の2議会。

\*愛知県は「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるものが記録されている場合、黒塗りした写しを提出。それ以外の不開示情報は提出後に黒塗り。」との回答であった。

#### ② 支払先が個人の場合の領収書の氏名の公開について、

	都道府県	政令市	中核市
公開する	0	1	17
一部公開	24	12	16
非公開	23	7	29

(「一部公開」は、「事業を営む個人に係る場合」「公務員、議員、首長、会派職員、個人事業者等」を公開するなど議会によって異なる。)

#### ③ 閲覧に情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書について、情報公開請求を経なければ見られないのは次の1政令市、および8中核市の議会のみである。昨年、公開請求が必要だった鳥取市は今年度より不要となった。

政令市　：　福岡市、

中核市　：　いわき市、水戸市、宇都宮市、川口市、越谷市、八王子市、  
吹田市、松山市、

- (5) **会計帳簿**がネット公開されているのは、53議会、昨年は47議会だった。  
会計帳簿の提出を義務付けているのは、70議会。
- (6) **活動報告書**がネット公開されているのは、50議会、昨年は44議会だった。  
活動報告書の作成を義務付け、公開請求不要で公表しているのは、75議会。
- (7) **視察報告書**がネット公開されているのは62議会、昨年は55議会だった。  
視察報告書の作成を義務付け、公開請求不要で公表しているのは、93議会。
- (8) 政務活動費の使途基準マニュアルについて、  
作成していないのは、船橋市、豊田市の2議会のみ。  
ホームページで公開しているのは、129議会中、86議会であった。
- (9) 政務活動費の領収書等を　ホームページでは公開していないが、CD・DVD  
データで安価で市民へ提供しているのは、岐阜県、愛知県、佐賀県、札幌市、  
北九州市、青森市、豊田市、一宮市　の8議会であった。

#### 4 結びにかえて～私たちはなぜ政務活動費にコダワルのか

政務活動費はもともと、議会活動を活性化することを目的として地方自治法上に法制化されたはずだ。そうである以上、政務活動費を用いて、議員がどのような議会活動を行ったのかを市民が容易に理解できるようにする工夫をするのは、政務活動費を受領した側の義務だ。議員側の説明責任を指摘する判決も出されている。政務活動費を透明化することに反対するのであれば、政務活動費の交付は不需要だ。

さらに言えば、政務活動費の支出を透明化することにより、市民は議員の興味関心や活動の実態を生の資料で見ることができる。つまり、政務活動費の支出資料を通して、市民は議員が行った調査研究を知り、さらに、自分が投票した議員が期待通り働いているかを知ることができる。政務活動費に関する情報は、地方政治に市民が参加するために有益な情報だ。

政務活動費に対する関心を、不正支出の追及に留めたのでは、事の本質を見失う。政務調査活動の透明化の動きを、普段の議員の活動を市民に知らせる、ということに繋げていかなければならない。

少なくとも政務活動費を支出するのであれば、このような視点をもって、各議会は政務活動費の支出の透明化に取り組んでもらいたい。

政務活動費情報公開度ランキング(2021年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
1	奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
3	京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
3	大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
5	東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
5	沖縄県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
8	青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
8	秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
8	静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
8	鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
8	山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
8	高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
14	群馬県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
14	大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
16	宮崎県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
17	福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
18	徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
19	三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
20	茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
21	宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
22	埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	0	47
22	広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
24	石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
25	岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
25	山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
25	福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
28	山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
28	福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
28	長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37
28	熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
32	千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
32	長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
34	佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	0	0	5	5	33
35	愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
35	和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
37	北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
37	岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	0	0	5	0	30
39	鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
40	神奈川県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	0	5	5	25
40	島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
40	愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
43	新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
43	滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
45	栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
46	香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
47	岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10

点数 自治体数	15点 21	7点 3	5点 0	3点 47	10点 11	10点 19	10点 17	10点 34	10点 18	10点 31	5点 47	5点 35
点数 自治体数	5点 3	2点 43	2点 24	0点 0	3点 1	0点 28	3点 4	5点 0	3点 4	5点 1	0点 0	0点 12
点数 自治体数	0点 23	0点 1	0点 23	-	0点 35	-	0点 26	3点 2	0点 25	3点 5	-	-
点数 自治体数	-	-	-	-	-	-	-	0点 11	-	2点 0	-	-
点数 自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点 10	-	-

政務活動費情報公開度ランキング(2021年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	作成 5点	ネット公開 5点	
1	静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	浜松市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
2	京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
2	堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
5	新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
6	相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
7	熊本市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	0	67
8	大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
9	神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
10	仙台市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
11	さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
12	札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
13	北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
14	広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	5	5	0	30
15	岡山市	15	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	28
16	千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
16	川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
18	福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
19	横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
19	名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12

点数 自治体数	15点 13	7点 3	5点 1	3点 19	10点 7	10点 8	10点 8	10点 9	10点 7	10点 10	5点 20	5点 12
点数 自治体数	5点 2	2点 16	2点 12	0点 1	3点 0	0点 12	3点 1	5点 1	3点 4	5点 1	0点 0	0点 8
点数 自治体数	0点 5	0点 1	0点 7	-	0点 13	-	0点 11	3点 1	0点 9	3点 2	-	-
点数 自治体数	-	-	-	-	-	-	-	0点 9	-	2点 0	-	-
点数 自治体数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0点 7	-	-

1	函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
2	山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
2	久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
6	八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
6	東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
6	西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
9	宇都宮市	15	7	0	0	10	10	10	10	10	10	5	5	92
9	姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
9	大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
12	横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
12	吳市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
14	鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
15	福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
16	高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
16	尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
18	秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
19	旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
19	盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
19	甲府市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
19	長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
19	松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
19	倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
19	下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
19	那霸市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
27	青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
28	前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	5	70
28	柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
28	大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
28	枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
28	福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
28	高松市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70

政務活動費情報公開度ランキング(2021年9月公表)

順位	議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
		ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	作成 5点	ネット公開 5点	
28	高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
35	吹田市	15	7	2	0	10	10	0	0	10	10	5	0	69
36	豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
37	松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
37	岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	65
39	豊橋市	0	7	5	3	10	10	0	10	0	10	5	0	60
39	高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	60
39	八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
39	長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
43	奈良市	15	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	57
44	岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
44	佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
46	豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
47	寢屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
48	明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
49	一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	0	45
49	宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
51	和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
51	鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
53	金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
54	川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	10	5	5	35
55	越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34
56	いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
57	福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
58	船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
58	松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
60	八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	22
61	水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
61	川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	5	0	17
点数 自治体数		15点 45	7点 46	5点 17	3点 54	10点 35	10点 43	10点 25	10点 32	10点 37	10点 52	5点 60	5点 39	
点数 自治体数		5点 3	2点 16	2点 16	0点 8	3点 1	0点 19	3点 3	5点 0	3点 2	5点 4	0点 2	0点 23	
点数 自治体数		0点 0点 14	0点 0点 0	0点 29	-	0点 26	-	0点 34	3点 2	0点 23	3点 1	-	-	
点数 自治体数		-	-	-	-	-	-	-	0点 28	-	2点 0	-	-	
点数 自治体数		-	-	-	-	-	-	-	-	0点 5	-	-	-	

政務活動費情報公開度採点一覧表(2021年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット 公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
北海道	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	0	30
青森県	0	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	72
岩手県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	40
宮城県	15	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	52
秋田県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
山形県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
福島県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37
茨城県	0	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	55
栃木県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	5	17
群馬県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
埼玉県	15	2	2	3	0	0	0	0	10	10	5	0	47
千葉県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	10	5	5	35
東京都	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
神奈川県	0	2	0	3	0	10	0	0	0	0	5	5	25
新潟県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
富山県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
石川県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	10	5	5	45
福井県	15	7	0	3	0	0	3	3	10	10	5	5	61
山梨県	0	2	2	3	0	0	0	10	3	10	5	5	40
長野県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	10	5	5	35
岐阜県	5	2	2	3	3	10	0	0	0	0	5	0	30
静岡県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
愛知県	5	0	2	3	0	0	3	3	3	3	5	5	32
三重県	15	2	0	3	0	0	3	10	3	10	5	5	56
滋賀県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	0	23
京都府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪府	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
兵庫県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
奈良県	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
和歌山県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	0	32
鳥取県	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	5	72
島根県	15	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	25
岡山県	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	10
広島県	0	2	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	47
山口県	15	2	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	72
徳島県	15	2	2	3	0	0	10	10	3	3	5	5	58
香川県	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
愛媛県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	0	5	5	25
高知県	15	2	2	3	10	10	10	10	0	0	5	5	72
福岡県	0	2	0	3	0	10	0	10	0	5	5	5	40
佐賀県	5	2	0	3	0	0	3	10	0	0	5	5	33
長崎県	0	2	2	3	0	10	0	0	0	10	5	5	37
熊本県	0	2	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	37

政務活動費情報公開度採点一覧表(2021年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット 公開 15点	原本 提出 7点	個人名 の公開 5点	閲覧の 請求要 3点	ネット 公開 10点	提出の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	ネット 公開 10点	作成の 義務付 け 10点	作成 5点	ネット 公開 5点	
大分県	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
宮崎県	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
鹿児島県	0	2	0	3	0	0	0	10	0	3	5	5	28
沖縄県	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
札幌市	5	2	2	3	0	0	10	10	0	0	5	5	42
仙台市	15	2	0	3	0	0	10	10	0	0	5	5	50
さいたま市	15	2	0	3	0	10	0	5	0	0	5	5	45
千葉市	0	2	2	3	0	0	0	10	0	0	5	0	22
横浜市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
川崎市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	0	22
相模原市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
新潟市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
静岡市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
浜松市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	92
名古屋市	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	5	0	12
京都市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
大阪市	15	2	2	3	10	10	0	0	3	3	5	5	58
堺市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
神戸市	15	2	2	3	0	0	3	3	3	10	5	5	51
岡山市	15	0	5	3	0	0	0	0	0	0	5	0	28
広島市	15	2	0	3	0	0	0	0	0	5	5	0	30
北九州市	5	2	0	3	0	0	0	0	3	10	5	5	33
福岡市	0	2	0	0	0	0	0	0	3	3	5	5	18
熊本市	15	2	2	3	10	10	0	0	10	10	5	0	67
函館市	15	7	5	3	10	10	10	10	10	10	5	5	100
旭川市	15	2	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
青森市	5	2	5	3	10	10	3	10	3	10	5	5	71
八戸市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
盛岡市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
秋田市	15	7	2	3	0	0	10	10	10	10	5	5	77
山形市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
福島市	15	7	0	3	10	10	3	3	10	10	5	5	81
郡山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
いわき市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	5	32
水戸市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	17
宇都宮市	15	7	0	0	10	10	10	10	10	10	5	5	92
前橋市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	10	5	5	70
高崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
川越市	0	7	5	3	0	0	0	0	0	10	5	5	35
川口市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	5	0	17
越谷市	0	7	2	0	10	10	0	0	0	0	5	0	34
船橋市	15	7	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	27
柏市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70

政務活動費情報公開度採点一覧表(2021年9月公表)

議会名	領収書(30点)				会計帳簿		活動報告書		視察報告書		マニュアル		合計
	ネット公開 15点	原本提出 7点	個人名の公開 5点	閲覧の請求要 3点	ネット公開 10点	提出の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	ネット公開 10点	作成の義務付 け10点	作成 5点	ネット公開 5点	
八王子市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	22
横須賀市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	0	90
富山市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
金沢市	0	2	0	3	10	10	0	3	0	3	5	5	41
福井市	0	2	0	3	0	10	0	10	0	0	5	0	30
甲府市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
長野市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
松本市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	65
岐阜市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	0	65
豊橋市	0	7	5	3	10	10	0	10	0	10	5	0	60
岡崎市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
一宮市	5	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	0	45
豊田市	5	2	5	3	3	10	3	10	3	10	0	0	54
大津市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
豊中市	15	7	2	3	10	10	0	0	0	10	5	5	67
吹田市	15	7	2	0	10	10	0	0	10	10	5	0	69
高槻市	15	7	5	3	10	10	0	0	0	0	5	5	60
枚方市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	0	70
八尾市	0	7	5	3	0	10	10	10	0	10	5	0	60
寝屋川市	0	7	2	3	0	10	0	10	0	10	5	5	52
東大阪市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
姫路市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
尼崎市	15	7	5	3	10	10	0	0	10	10	5	5	80
明石市	0	7	0	3	0	0	10	10	0	10	5	5	50
西宮市	15	7	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	95
奈良市	15	7	2	3	0	0	0	10	0	10	5	5	57
和歌山市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
鳥取市	15	7	5	3	0	10	10	10	10	10	5	0	85
松江市	15	7	5	3	0	0	10	10	10	10	5	0	75
倉敷市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	75
吳市	15	2	0	3	10	10	10	10	10	10	5	5	90
福山市	15	2	0	3	0	0	10	10	10	10	5	5	70
下関市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75
高松市	15	2	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	70
松山市	0	7	0	0	0	10	0	0	0	5	5	0	27
高知市	15	7	0	3	0	0	10	10	10	10	5	0	70
久留米市	15	7	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	97
長崎市	15	2	0	3	10	10	0	0	0	10	5	5	60
佐世保市	15	7	5	3	0	0	0	0	10	10	5	0	55
大分市	15	2	2	3	10	10	10	10	10	10	5	5	92
宮崎市	0	7	0	3	0	10	0	10	0	10	5	0	45
鹿児島市	15	2	2	3	0	0	0	0	0	10	5	5	42
那霸市	15	7	0	3	10	10	0	0	10	10	5	5	75

## 政務活動費アンケート調査御協力のお願い

2021年4月28日

各都道府県議会議長 殿

各政令指定都市議会議長 殿

各中核市議会議長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聰

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303

TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務活動費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る9月25日、26日に米子市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、5月17日（月）までに頂戴できれば幸いです。

なお、回答はこのワードに入力いただき、メールにて返信（info@ombudsman.jp 担当：内田）いただけますと幸いです。よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白

---

記

回答日 \_\_\_\_\_

議会名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

政務活動費について

2020年5月1日から 2021年5月1日までの間に、下記の項目のうち、

・すべて変更なしの場合は、こちらに ○を入れてください。

( ) 「すべて変更なし」

・一部変更が行われた場合は、

変更部分のみ変更内容を記入してください。変更されていない部分については記入不要です。

変更部分の番号は、( ) です。

2021年5月1日現在でお答え下さい。 a)、b)・・の各カッコ内に ○ をお付け下さい。

(1) 令和3年度の政務活動費の支給対象と、支給上限額についてお答えください。会派と議員個人にそれぞれに支給している場合はいずれもご記入ください。

- a) ( ) 会派に支給 議員一人当たり 月 円、 年 \_\_\_\_\_ 円
- b) ( ) 議員個人に支給 議員一人当たり 月 円、 年 \_\_\_\_\_ 円
- c) ( ) その他（個別にお書き下さい）( )

(2) 令和2年度の政務活動費の支給上限額は、

- a) ( ) 令和3年度の政務活動費の支給上限額と変化なし
- b) ( ) 令和3年度の政務活動費の支給上限額と異なり、  
令和2年度は議員一人当たり月 ( ) 円であった。

(3) 領収書の議会への添付状況と根拠法令

①領収書の議会への提出形式（令和2年度支給分）

- a) ( ) 原本
- b) ( ) 写し
- c) ( ) 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出
- d) ( ) その他 ( )

②支払先が個人の場合の領収書の氏名について（令和2年度支給分）

- a) ( ) 公開する
- b) ( ) 金額を非公開にして氏名を公開する
- c) ( ) 非公開
- d) ( ) 場合によっては公開（場合をお書きください \_\_\_\_\_ ）
- e) ( ) その他（具体的にお書きください \_\_\_\_\_ ）

③領収書はweb上で公開されますか（令和2年度支給分）

- a) ( ) 公開されている（年 月 日から web 上で公開）
- b) ( ) 公開していないが、令和3年度支給分以降は公開することが決定している
- c) ( ) 公開していない

④添付された領収書を市民が閲覧する方法

- a) ( ) 収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言 \_\_\_\_\_

2年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 令和3年 月 日から

- b) ( ) 情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(4) 会計帳簿（会計帳簿とは、支出の内訳表や支出伝票記録簿など、支出の日付、内容、金額などが一覧表になったものを指します）の議会への提出状況と根拠法令

①会計帳簿の議会への提出について（令和2年度支給分）

- a) ( ) 提出を義務付けている

（根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_ ）

b) ( ) 義務付けていない

②会計帳簿は web 上で公開されますか（令和 2 年度支給分）

a) ( ) 公開されている（年 月 日から web 上で公開）

b) ( ) 公開していないが、令和 3 年度支給分以降は公開することが決定している

c) ( ) 公開していない

(5) 活動報告書（領収書、会計帳簿、視察報告書以外で、政務活動の内容がわかるもの）の議会への提出・公表状況と根拠法令（令和 3 年度支給分）

①活動報告書の議会への提出について

a) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくとも市民に公表している  
(収支報告書と一体化した定型書式)

b) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくとも市民に公表している  
(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)

c) ( ) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要

d) ( ) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管  
(情報公開の対象外)

e) ( ) 作成を義務づけていない

※a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

②活動報告書は web 上で公開されますか（令和 2 年度支給分）

a) ( ) 公開されている（年 月 日から web 上で公開）

b) ( ) 公開していないが、令和 3 年度支給分以降は公開することが決定している

c) ( ) 公開していない

(6) 視察報告書の議会への提出状況と根拠法令（令和 3 年度支給分）

a) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくとも市民に公表している  
(収支報告書と一体化した定型書式)

b) ( ) 作成を義務付け、情報公開請求しなくとも市民に公表している  
(収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)

c) ( ) 作成を義務付け、閲覧には情報公開請求が必要

d) ( ) 作成を義務づけているが、情報公開の対象外で会派保管（非公開）

e) ( ) 作成を義務づけていない

※a～d と回答された場合、根拠法令を教えてください \_\_\_\_\_

②視察報告書は web 上で公開されますか（令和 2 年度支給分）

a) ( ) 公開されている（年 月 日から web 上で公開）

b) ( ) 公開していないが、令和 3 年度支給分以降は公開することが決定している

c) ( ) 公開していない

(7) 領収書、会計帳簿、活動報告書、視察報告書を web 上で公開していない場合、令和 2 年度政務

活動費について、議会公式ホームページへの記載は、

- a) ( ) 支出総額のみ記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_
- b) ( ) 収支報告書 (支出項目毎の総額と簡単な概要のみ記載しているもの)  
と同様の記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_
- c) ( ) 収支報告書と、それ以上の詳細な記載あり (URL を教えてください) \_\_\_\_\_  
記載項目 \_\_\_\_\_
- d) ( ) 記載なし

(8) 具体的な政務活動費の使途基準などを定めたマニュアル(手引き、指針等)について

- ①作成状況 a) ( ) 作成している  
b) ( ) 作成していない
- ②上記マニュアルの策定日 (最新版のもの) \_\_\_\_\_
- ③上記マニュアルの情報提供の可否 \_\_\_\_\_
- ④上記マニュアルを作成している場合、web 上での有無
  - a) ( ) web 上で公開済
  - b) ( ) web 上での公開なし

(9) 収支報告書の収支報告額について、収入を超過する支出額の報告を認めていますか

- a) ( ) 認めている
- b) ( ) 認めていない

(10) 個人への政務活動費の支給方法について

- a) ( ) 領収書を事務局が確認したあと、個人に支給する
- b) ( ) いったん会派に支給し、会派が個人の領収書を確認したあと個人に支給する
- c) ( ) 条例で定められた定額を個人に直接支給する。

(11) 令和2年度政務活動費の領収書等について、web 上で公開していない場合、CD・DVD等データでの安価な市民への提供は可能ですか ※愛知県・三重県・札幌市などは数百円でデータを提供しています。

- ① ( ) 可能 (提供可能な内容をお書きください \_\_\_\_\_)
- ② ( ) 不可能

(12) その他、特記事項があればお教えください。

(第三者機関で政務活動費の金額を審議している、領収書提出前に公認会計士の事前審査を受けているなど)

---

ありがとうございました。